

地域公共交通に関する情報提供

令和4年11月

四国運輸局 交通企画課長

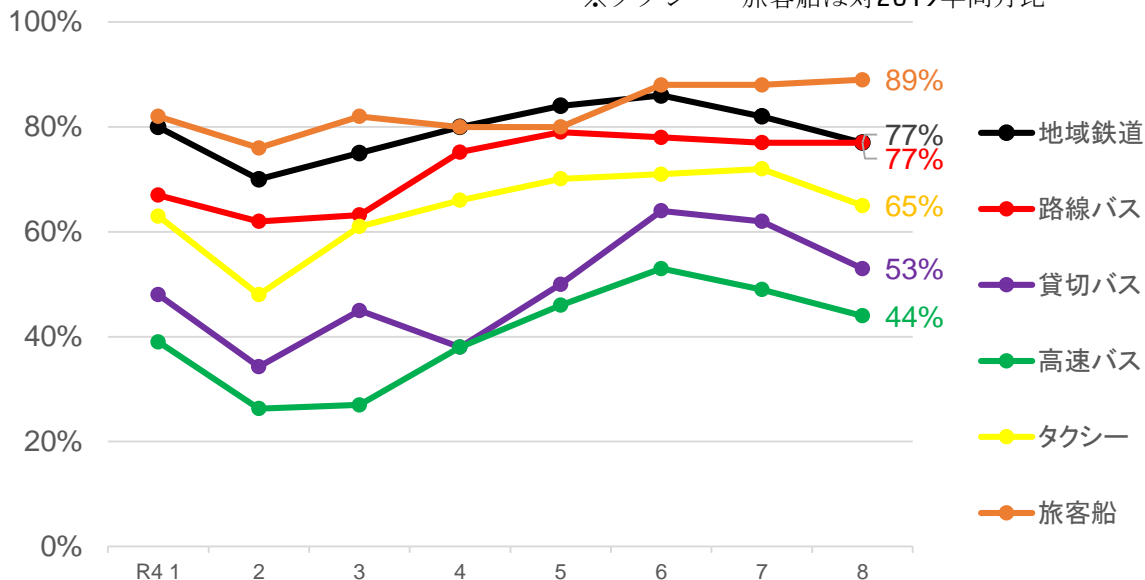
1. 地域公共交通の現状

2. コンパクト・プラス・ネットワークについて

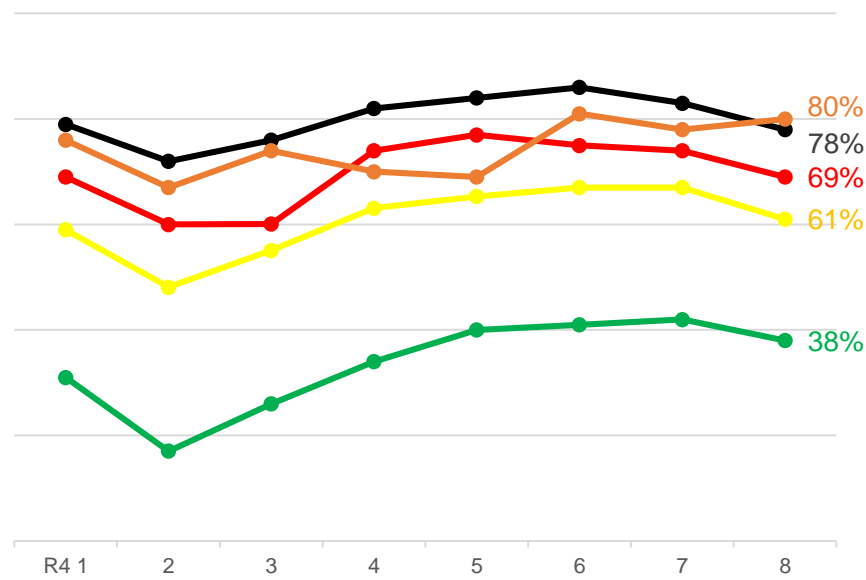
3. 地域公共交通の観点から見た
コンパクト・プラス・ネットワークについて

感染症前後の輸送動向について

輸送収入 ※対2019,18,17年平均同月比
※タクシー・旅客船は対2019年同月比



輸送人員 ※対2019,18,17年平均同月比
※タクシー・旅客船は対2019年同月比



令和2年度及び令和3年度の業況（対2019,18,17年平均同月比※ タクシー及び旅客船は2019年比）

<輸送収入>

	地域鉄道	路線バス	高速バス
令和2年度	71%	63%	21%
令和3年度	74%	64%	28%
	タクシー	旅客船	貸切バス
令和2年度	61%	70%	32%
令和3年度	59%	79%	42%

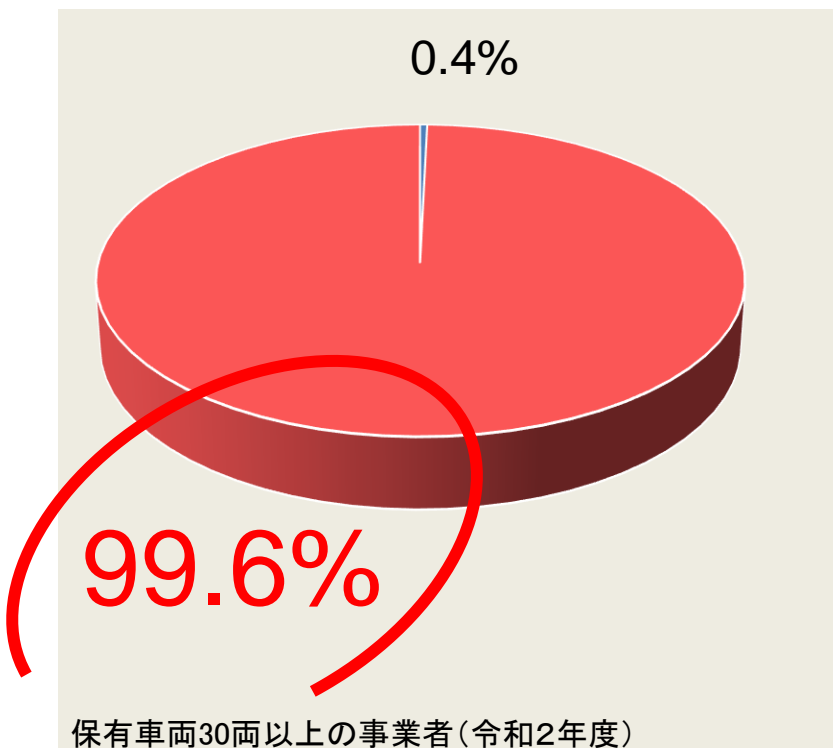
<輸送人員>

	地域鉄道	路線バス	高速バス
令和2年度	75%	67%	24%
令和3年度	77%	66%	25%
	タクシー	旅客船	—
令和2年度	65%	57%	—
令和3年度	57%	64%	—

路線バス事業の厳しい現状、運転手不足の深刻化

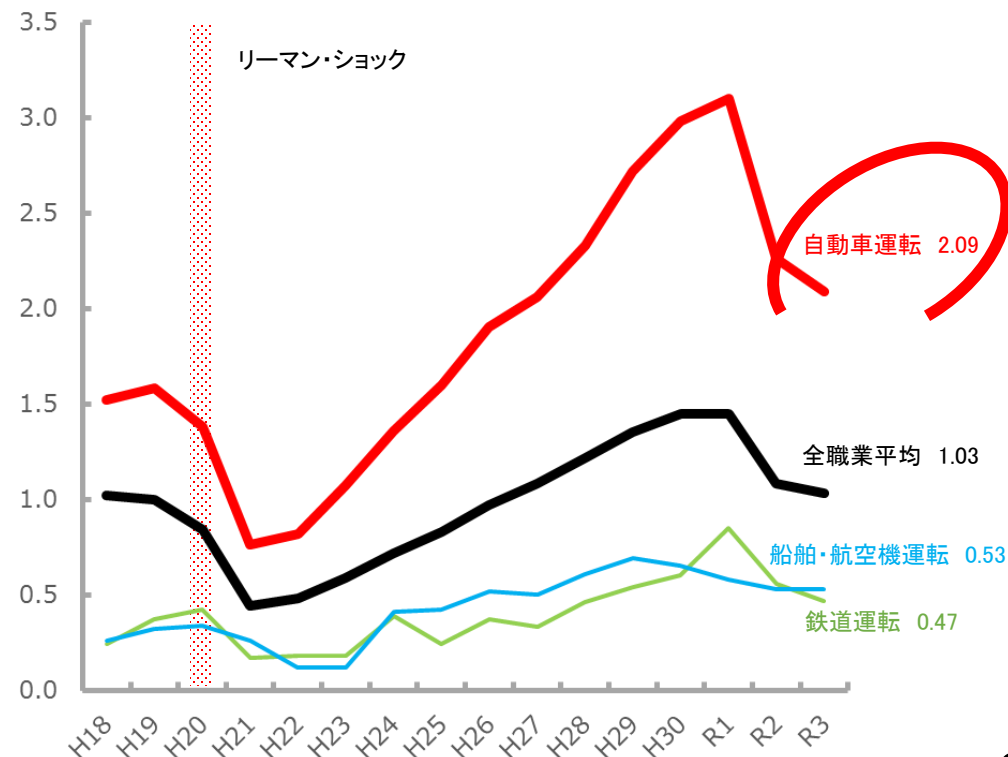
- 全国のほぼ全てのバス事業者 ⇒ **一般路線バス事業収支が赤字**
- 自動車の運転業務の人手不足が年々深刻化
⇒ **有効求人倍率は全職業平均の約2倍**

一般路線バス事業が赤字である
バス事業者の割合



(出典)国土交通省自動車局発表資料より作成

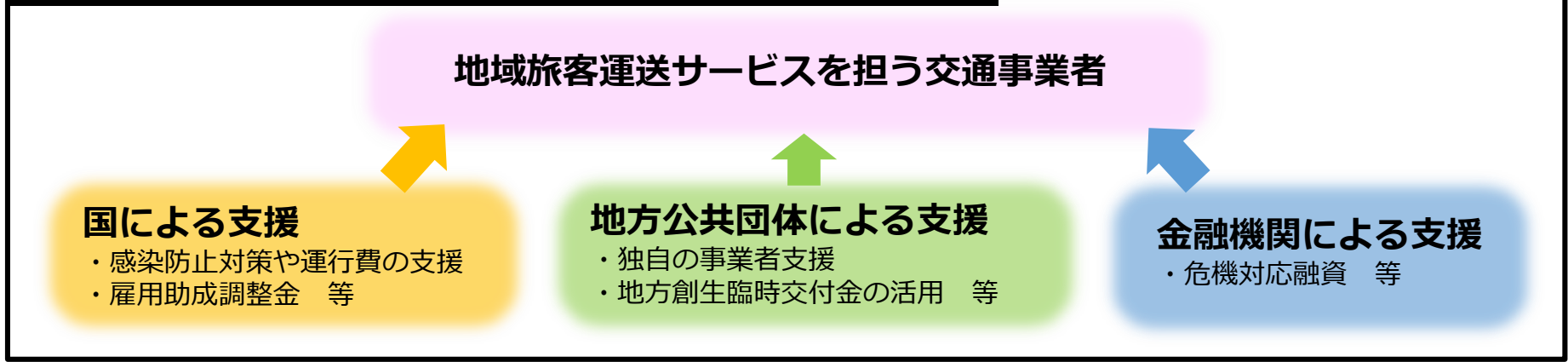
自動車運転事業の人手不足
～有効求人倍率(常用パート含む。)の推移～



(出典)厚生労働省「一般職業紹介状況」より作成

➤ 以下短期・中長期的な目線で、それぞれの取組を不断に実施していくことが重要

感染症の影響を踏まえた短期的な目線でのサポート



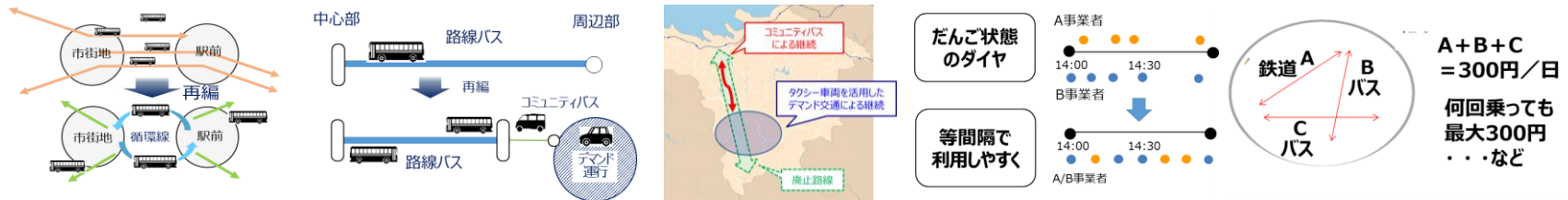
中長期的な目線での対応

● 地域公共交通計画の策定

→地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにし、その実現を目指す

● 地域公共交通特定事業の実施

→地域公共交通利便増進実施計画や地域旅客運送サービス継続事業の実施により、地域旅客運送サービスの効率性や利便性の向上を具体的に図る



地域の移動ニーズに応じ（効率性・利便性のバランスの取れた）、
真に必要かつ持続可能な地域旅客運送サービスを実現

1. 地域公共交通の現状

2. コンパクト・プラス・ネットワークについて

3. 地域公共交通の観点から見た
コンパクト・プラス・ネットワークについて

持続可能な都市経営

- ・ 地域公共交通の効率化 等

高齢者の生活環境 子育て環境

- ・ 福祉、教育等の利用環境向上 等

限られた資源の集中的・効率的な利用で持続可能な都市・社会を実現

地球環境 自然環境

- ・ 脱炭素 等

防災

- ・ 集住による効率的な避難 等

2050年を見据え、未来を切り開いていくための国土づくりの理念・考え方を示す

「国土のグランドデザイン2050」においても「コンパクト・プラス・ネットワーク」がキーワードとして登場。



政府の方針におけるコンパクト・プラス・ネットワークの位置付け

○コンパクト・プラス・ネットワークは、経済成長、財政健全化、地方創生、社会資本整備の重点化など、**多様な重要政策課題への処方箋**として、**政府の各種方針に位置付け**られている。

『新しい資本主義 実行計画 フォローアップ』

- (令和4年6月7日閣議決定)
1. デジタル田園都市国家構想の推進
 - (3) デジタル田園都市国家構想の前提となる安心の確保
 - ② 豊かな田園都市国家を支える交通・物流インフラの整備
(交通・物流、インフラ、都市の課題解決)
- …インフラ分野のDX、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を進め、生産性・利便性向上、民間投資の喚起などのインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。
(都市の競争力向上)
- ・多様な働き方・暮らし方に対応したコンパクトでウォークアブルなまちづくりを推進する

経済成長

『経済財政運営と改革の基本方針2022』(骨太方針)

(令和4年6月7日閣議決定)

第4章 中長期の経済財政運営

3. 生産性を高め経済社会を支える社会資本整備

災害リスクや人口動態の変化を見据えた立地適正化を促進するとともに、建築・都市のDX等を活用しつつ都市再生を促進し、公園の利活用等による人間中心のまちづくりを実現する。

経済・財政改革

『デジタル田園都市国家構想基本方針2022』

第3章 各分野の政策の推進 (令和4年6月7日閣議決定)

4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
 - (5) 豊かで魅力あふれる地域づくり①質の高い暮らしのためのまちの機能の充実
 - i 魅力的な地方都市生活圏の形成
 - ・立地適正化計画、地域公共交通計画等に取り組む地方公共団体に対して、関係省庁が連携したコンサルティング、支援施策の充実やモデル都市の横展開を行い、コンパクト・プラス・ネットワークや地方再生の取組の裾野を拡大する。
 - vii 地域における脱炭素化の推進
 - ・脱炭素型まちづくりに向けて、都市のコンパクト化、街区単位での面的な取組、都市空間の緑化などの取組を推進する。

地方創生

コンパクトシティ
+
ネットワーク

『健康・医療戦略』(令和2年3月27日閣議決定)

4. 具体的施策

4. 2. 健康長寿社会の形成に資する新産業創出及び国際展開の促進等
 4. 2. 1. 新産業創出／(1)公的保険外のヘルスケア産業の促進等
 - 個別の領域の取組(まちづくり、住宅)
 - ・コンパクトで歩きたくなるまちづくりを推進するとともに、公共交通の充実による移動機会の増大を図ることにより、予防・健康づくりや高齢者の社会参加を促進する。

健康長寿社会の実現

『第5次社会資本整備重点計画』

(令和3年5月28日閣議決定)

3. 計画期間における重点目標、事業の概要
 - 重点目標3: 持続可能で暮らしやすい地域社会の実現
 - 【3-1: 魅力的なコンパクトシティの形成】
 - ・都市の中心拠点や生活拠点に、居住や医療・福祉・商業等の生活サービス機能を誘導するとともに、公共交通の充実を図ることにより、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を推進

社会資本整備

『第2次交通政策基本計画』

(令和3年5月28日閣議決定)

第4章 目標と講ずべき施策

- 目標② まちづくりと連携した地域構造のコンパクト・プラス・ネットワーク化の推進
- ・地域公共交通計画と立地適正化計画について、市町村に対するコンサルティング等により、両計画の一体的な策定・実施を促進するとともに、…関係省庁で構成される「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組を通じ、…コンパクト・プラス・ネットワークの取組の裾野を拡大する。

交通政策

1. 地域公共交通の現状
2. コンパクト・プラス・ネットワークについて
- 3. 地域公共交通の観点から見た
コンパクト・プラス・ネットワークについて**

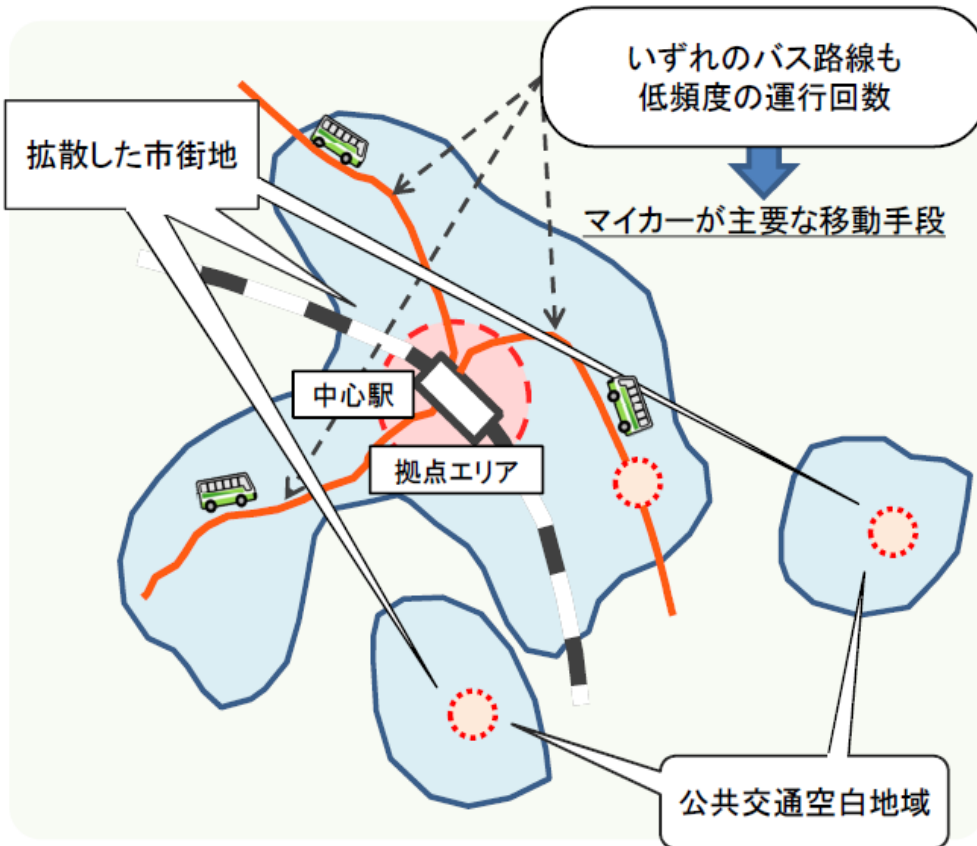
市街地の拡散・人口減少

公共交通の
利用者の減少

公共交通事業者の
経営悪化

負のスパイラル

公共交通サービス
水準の低下

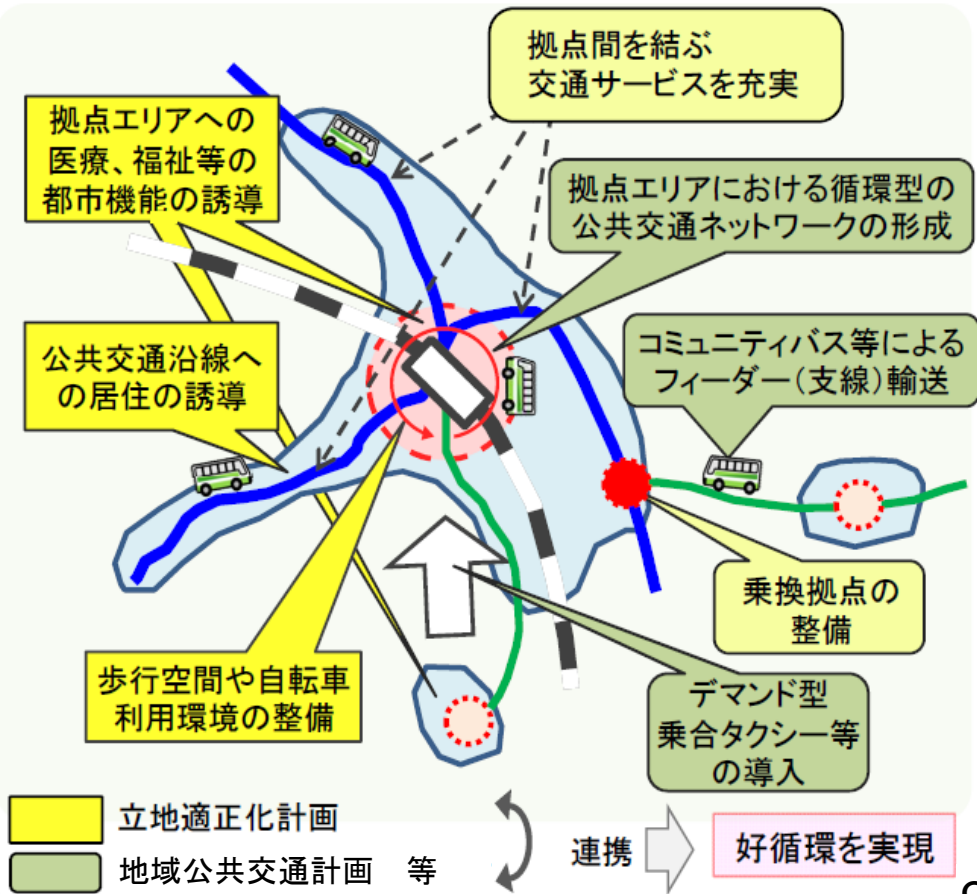


公共交通沿線に居住を誘導

コンパクトシティ+ネットワーク

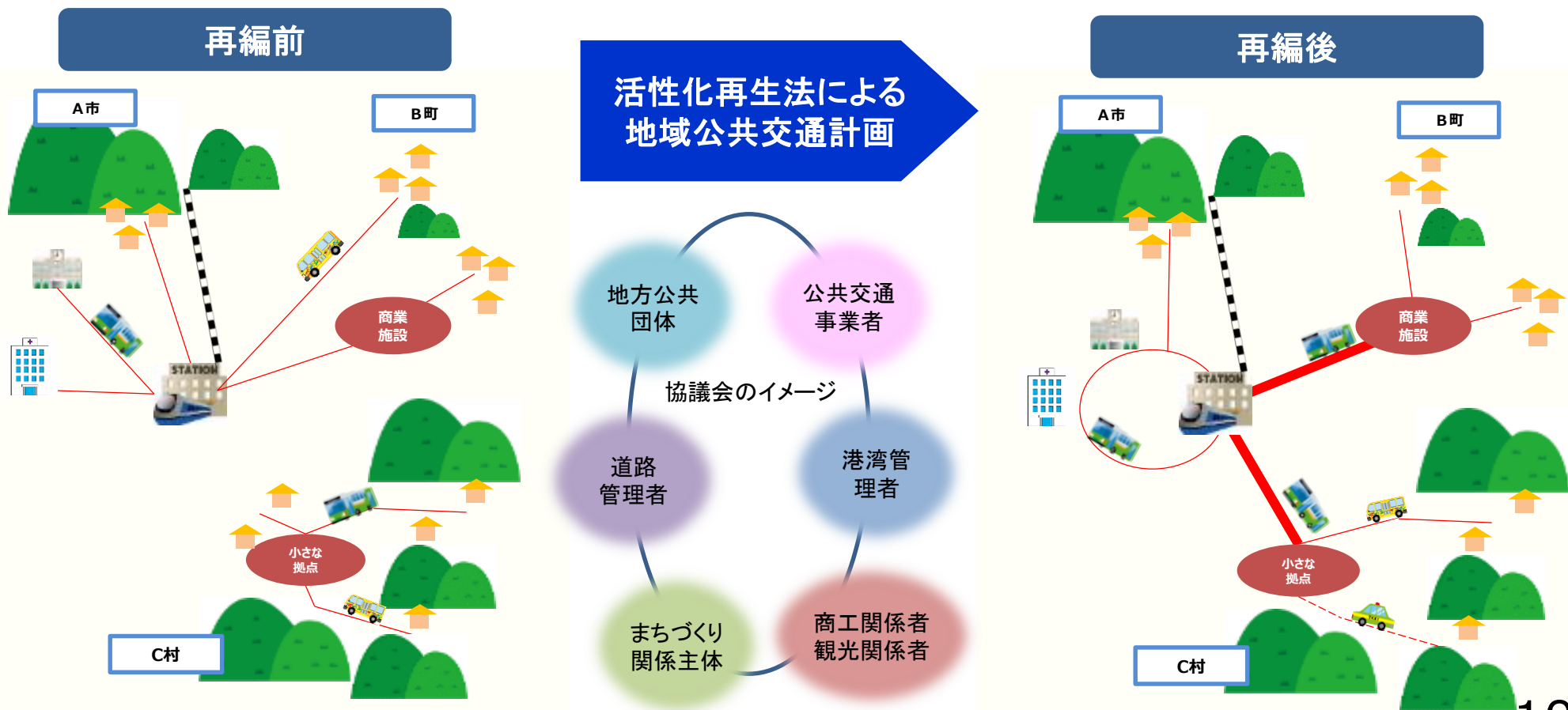
持続安定的な
公共交通事業の確立

都市の持続可能性
が確保



地域公共交通活性化再生法について①

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年10月1日施行)
- 活性化再生法の枠組み
 - ⇒ 自治体が主体となって、関係者と連携し、**地域公共交通計画を策定**し、これに基づき効率の良い、利便性の高い**公共交通ネットワークへ再構築**



地域公共交通活性化再生法について②

交通政策基本法(平成25年12月4日公布・施行)の具体化

日常生活等に必要不可欠な
交通手段の確保等

まちづくりの観点からの
交通施策の促進

関係者相互間の連携と
協働の促進

等

基本方針 (国土交通大臣・総務大臣が策定)

まちづくりとの連携に配慮

関係者による協議会を開催し策定

地域公共交通計画 (改正前:地域公共交通網形成計画)

(原則として全ての地方公共団体が策定)

予算事業との連動

新地域
旅客運送
事業計画

(DMV、
水陸両用車等)
(事業者)

新モビリティ
サービス
事業計画

(MaaSの実施)
(事業者)

■都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項の記載が可能

地域公共交通特定事業 ※任意※

予算事業との連動

地域公共交通計画に基づく事業の更なる具体化

地域公共交通利便増進事業
(改正前:地域公共交通再編事業)
(複数事業者間の
路線・ダイヤ・運賃の調整)

(事業者)

貨客運送
効率化事業
(貨客混載)

(事業者)

軌道運送
高度化事業
(LRTの整備)

(事業者)

道路運送
高度化事業
(BRTの整備)

(事業者)

海上運送
高度化事業
(海上運送サービ
ス改善)

(事業者)

鉄道事業
再構築事業
(鉄道の上下分
離等)

(事業者)

地域旅客運送サービス
継続事業
(事業継続が難しい
路線バス等の事業
継続)

(事業者)

鉄道再生事業
(廃止届出がなされた
鉄道の維持)

(事業者)

地域公共交通利便増進実施計画
(改正前:地域公共交通再編実施計画)

(地方公共団体)

貨客運送効率化
実施計画

(事業者)

軌道運送高度化
実施計画

(事業者)

道路運送高度化
実施計画

(事業者)

海上運送高度化
実施計画

(事業者)

鉄道事業再構築
実施計画

(地方公共団体・事業者)

地域旅客運送サービス
継続実施計画

(地方公共団体)

鉄道再生
実施計画

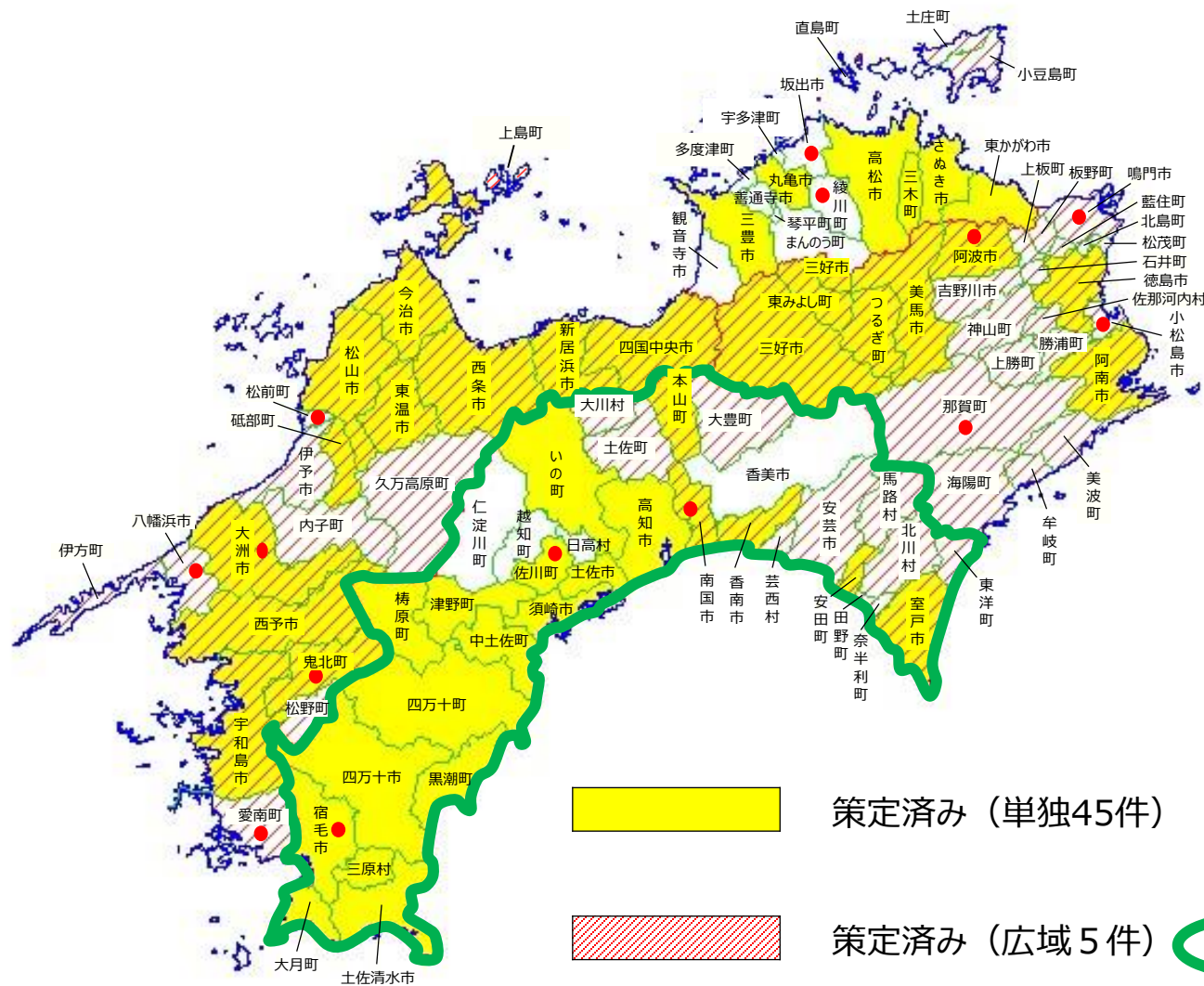
(地方公共団体・事業者)

国土交通大臣が認定するなどし、法律の特例等を通じ、計画の実現を後押し

四国における地域公共交通計画策定状況


国土地理院承認 平14総複 第149号


策定済み 50件 (R4.9末時点)




徳島県 (8件)	県全域、徳島市、美馬市、阿波市、つるぎ町、三好市、東みよし町、阿南市
香川県 (7件)	高松市、三木町、 <u>小豆島地域</u> 、東かがわ市、さぬき市、丸亀市、三豊市
愛媛県 (12件)	県全域、東温市、西予市、新居浜市、大洲市、鬼北町、松山市、宇和島市、西条市、今治市、砥部町、四国中央市
高知県 (23件)	高知市、佐川町、田野町、宿毛市、津野町、南国市、土佐清水市、四万十市、安田町、本山町、大月町、中土佐町、四万十町、室戸市、梶原町、香南市、いの町、土佐市、須崎市、黒潮町、三原村、 <u>嶺北地域</u> 、 <u>ごめん・なはり線沿線地域</u>

※下線部は広域

 策定済み (単独45件)

 令和4年度策定作業中 (単独)
※うち新規8件

 策定済み (広域5件)

 令和4年度策定作業中 (広域)
※新規 (高知県)